

令和6年能登半島地震被災地の入学予定者に対する特別措置について

能登半島地震で被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

今般、本校の入学予定者のうち、令和6年能登半島地震に係る災害救助法適用地域に居住する学費支弁者に対して、次のとおり特別措置をいたします。

本特別措置の申請を希望される場合は、お手数ですが本校事務課まで御連絡願います。

1 入学金・授業料等について

り災証明書に記載された被災状況によって、以下の措置を適用します。

なお、特別措置（給付額）の給付方法等詳細は、後日改めて通知いたします。

区分	被災状況	特別措置
A	学費支弁者の死亡又は学費支弁者が居住する家屋の全壊、全焼もしくは流失	入学金の全額相当額及び令和6年度の授業料等の全額相当額を給付
B	学費支弁者が居住する家屋の半壊もしくは半焼	入学金の全額相当額及び令和6年度の授業料等の半額相当額を給付

2 申請方法について

「特別措置申請書（令和6年能登半島地震）」及び「り災証明書（写し可）」を御提出ください。

3 給付方法について

決定次第、御連絡いただいた方に対して改めて通知いたします。

4 お問い合わせ及び申請先

日本大学習志野高等学校事務課

電話 047-469-5555

FAX 047-469-5540

e-mail cst.narashino@nihon-u.ac.jp

以上